

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASB が、果実生成型植物に関する

### IAS 第 16 号および IAS 第 41 号の修正を提案

#### 目次

- なぜIAS第16号およびIAS第41号の修正が提案されているのか？
- 本基準の修正案の内容は？
- 発効日とコメント期限

#### 要点

- この ED は、(農産物として繰り返し収穫可能なぶどうの木や油やしのような)特定の果実生成型植物を、(IAS 第 41 号ではなく)IAS 第 16 号の要求に従って会計処理すること、つまり、基本的に、「売却費用控除後の公正価値」の代わりに「取得原価」で計上することを提案している。
- 提案された変更は、それ自体を使用するのみであり、生きた植物として売却または農産物として収穫することが意図されていない(生産寿命終了後の付随的な廃棄は除く)果実生成型植物に限定されている。
- コメント期限は、2013 年 10 月 28 日である。

この IFRS in Focus は、最近、国際会計基準審議会(IASB)が公表した公開草案 ED/2013/8 で提示されている IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 41 号「農業」の修正案(以下、「本 ED」または「本提案」という)を要約している。

#### なぜ IAS 第 16 号および IAS 第 41 号の修正が提案されているのか？

IAS 第 41 号は、生物学的変化を反映するためには、「売却費用控除後の公正価値」が最も関連性のある測定属性であることを前提としている。しかし、成熟した果実生成型植物に関しては、もはや重要な生物学的変化は起こらない。そこで、IASB は、そのような資産は、財の製造に使用される機械設備と、形以外はまったく変わらないことを示唆している。そのような理由から、果実生成型植物については、IAS 第 41 号の公正価値測定モデルではなく、IAS 第 16 号と同様の方法で会計処理されるべきであるということが議論されている。

これらの提案は、果実生成型生物資産および消費型生物資産の両方の生物資産に単一の会計モデルを適用するのは適切ではないと提案した、アジア・オセニア基準設定主体グループ(AOSSG)により行われた作業に端を発している。彼らは、IAS 第 41 号のモデルは、消費型の生物資産に関する生物学的変化に対してのみ、適用されるべきであると主張した。

詳細は下記ウェブサイトを参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 見解

IASB は、利用者へのアウトリーチで、多くの投資家とアナリストが、公正価値情報を使用せず、その代わりに、植物の収穫高、面積および年齢などの他の情報に依存していると述べたことに留意した。しかし、2名の IASB メンバーが、本 ED の提案について反対票を投じた(2名とも、かつては利用者団体にいた)。彼らは、本提案は、財務諸表の利用者のニーズに適切に対応しておらず、「よりよい解決法は、IASB が、そのような植物が生えている土地の公正価値と組み合わせた果実生成型植物の公正価値を要求することである」と主張した。

## 本基準の修正案の内容は?

本提案は、一部の果実生成型植物を IAS 第 41 号の適用範囲から除外し、IAS 第 16 号に従って有形固定資産として会計処理することを提案している。IAS 第 16 号の会計処理を適用するには、生物資産が、提案されている以下のすべての「果実生成型植物」の定義に合致しなければならない。

- 農産物の生産または供給に使用されなければならない
- 1 報告期間を超えて生産力される
- 生きた植物として売却または農作物として収穫することが意図されていない(生産寿命後の廃棄物として以外で)

その結果、IASB は、果実生成型植物が IAS 第 16 号または IAS 第 41 号に従って会計処理されるべきかどうかについての潜在的な不明確さを最小限に抑えるために「主たる使用 (predominant-use) モデル」を棄却し、「代替的な使用がない (no-alternative-use) アプローチ」を採用した。

## 現在の要求事項



## 本提案



IASB は、IAS 第 16 号の一般原則は容易に果実生成植物に適用できると考えているため、IAS 第 16 号の適用範囲の修正以外は、重要な修正は提案されていない。

## 見解

IASB は、果実生成型植物は成熟するまで生物学的变化を受け、公正価値測定の原則は、IAS 第 41 号と整合していることを認識している。しかし、IASB は、アウトリーチ活動期間中に投資家およびアナリストと協議し、成長期間中の公正価値情報は少しの価値しかないまたは価値がないと述べたことに基づいて、成熟するまでは、果実生成型植物は累積原価で測定されるべきであると提案している。

IASB は、たとえ、企業が、果実生成型植物について、IAS 第 16 号に従って、取得原価と公正価値のいずれかの事後測定の選択を有しているとしても、ほとんどの場合、取得原価を選択することを示唆している。

## 発効日およびコメント期限

本 ED は発効日を特定していない。IASB は、本 ED についての受領したコメントを検討後、発効日を決定する予定である。

企業は、本提案の要求事項について、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って、遡及適用することを求められている。

本 ED のコメント期限は、2013 年 10 月 28 日である。

### 見解

IASB は、費用対効果の理由から、IAS 第 16 号の本修正は、移行時において、果実生成型植物に関してみなし原価としての公正価値の使用を認めることを提案している。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事業をもとに適切な専門家にご相談ください。